

## 医療情報取得加算 取得に関する掲示

当院は、電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり医療情報取得加算にかかる点数を算定いたします。

○ 初診時 1点

○ 再診時（3月に1回に限り算定） 1点

< ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず >

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

※正確な情報を取得・活用する為、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いいたします。